

UNHCR 執行委員会
結論 第 110 号 (LXI) – 2010 年 –
2010 年 10 月 12 日

**障がいのある難民ならびに UNHCR の保護および援助を受けている
その他の障がい者に関する結論**

執行委員会は、

本結論が、障がいのある難民、ならびに、国際条約および関連の国際連合総会決議の規定に従って UNHCR の保護および援助を受けているその他の障がい者に適用されるものであることを強調し、

結論第 47 号 (XXXVIII) 、第 74 号 (XLV) 、第 105 号 (LVII) 、第 107 号 (LVIII) 、第 108 号 (LIX) および第 109 号 (LX) に留意するとともに、障がいのある人の権利に関する条約およびその選択議定書が 2008 年 5 月 3 日に効力を生じたことに留意し、

障がいのある難民等には、長期の身体的、精神的、知的または感覚的な機能障がいをする者であって、これらの機能障がいが多様な障壁（態度面および環境面の障壁を含む）と相互に作用することにより、他の者と対等に、社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられる場合がある者が含まれることを認知し、

障がいのある人の権利に関する条約が、障がいは発展しつつある概念であることを認識し、かつ、障がいのある人がコミュニティの全般的な福利および多様性に対する貴重な貢献をすでに行っていることおよび行える可能性があることを認知しつつ、障がいのある人の固有の尊厳および平等を認めていることを想起し、

障がいのあるすべての人の意見およびニーズを特定し、かつこれに対応する際に年齢、ジェンダーおよび多様性を主流化することの重要性を再確認するとともに、障がいのある人の権利に関する条約およびその選択議定書の促進および実施を支援するために設置された障がい者権利条約機関間支援グループに UNHCR が関与していることに、評価の意をもって留意し、

障がいのある人の特有のニーズは、特に人道的緊急事態の初期にはしばしば見過ごされること、および、障がいのある人（特に障がいのある女性、子どもおよび高齢者）は差別、搾取、暴力ならびに性暴力およびジェンダーを理由とする暴力にさらされるほか、支援およびサービスから排除される場合もあることを認識し、

障がいのある子どもの場合、虐待、ネグレクト、遺棄、搾取、健康上の問題、長期の心理社会的動揺のリスクに晒され、家族の別離および教育に対する権利を否定されるおそれ

がより高くなることを認識し、

援助プログラムおよび保護を含むサービスおよび便益が、障がいのある人にとってアクセスできないものとなっている場合もあることを認識し、

障がいのある人は、帰還時に支援およびサービスから排除される場合があり、かつ、他の恒久的解決策、すなわち庇護国社会への統合および第三国定住の機会もより少ないことがしばしばあることを認識し、

障がいのある人をあらゆる状況で保護しかつ援助するためにすべての適当な措置をとる第一次的責任は国にあることを再確認し、

受入国は開発途上国であることが多いが、こうした国は限られた資源しか有しておらず、かつこのようなサービスおよび便益の提供に関して様々な課題に直面していることを認識するとともに、それゆえに、国際的な連帯および責任・負担の分担の精神にのっとり、国がこれらの責任を履行することを援助する国際社会および UNHCR の役割を再確認し、

- (a) 各国および UNHCR に対し、該当する場合には関連のパートナーと協力しながら、障がいのある難民等をあらゆる形態の差別から守るための保護および援助を行い、かつ、そのあらゆるニーズへの対応に関して持続的かつ適当な支援を提供するよう求める。
- (b) また、各国、UNHCR および関連するすべてのパートナーに対し、特に障がいのある難民やその他の人々のニーズ、権利および能力に関する研修を実施することにより、障がいに関わる問題についての意識を高め、かつ障がいのある人の権利および尊厳の尊重を促進することも求める。
- (c) 障がいのある難民等の保護および援助に関するニーズを特定する（総合ニーズアセスメントの一環として行われる場合を含む）目的で、各国、UNHCR および関連するすべてのパートナーが、適当な場合に、自分自身のニーズを伝達できない者に特に注意を払いながら、障がいのある難民やその他の人々が迅速かつ体系的に特定されかつ登録されることを確保するよう勧告する。
- (d) 各国が、関連の政策およびプログラムに障がいのある難民やその他の人々を包摂し、かつ、関連の証明書の発給等も通じてサービスへのアクセスを可能とするよう勧告する。
- (e) 各国、UNHCR および関連するすべてのパートナーに対し、適当な協議を通じて、関連するサービスおよびプログラムの立案および実施への障がいのある難民やその他の人々の参加を確保するよう奨励する。

- (f) 各国、UNHCR および関連するすべてのパートナーに対し、情報、手続き、決定および政策が障がいのある難民やその他の人々にとってアクセス可能であり、かつ障がいのある難民等によって理解されることを確保するため、これらの情報等を適切な方法で伝達するよう奨励する。
- (g) 各国、UNHCR およびパートナーに対し、障がいのある子ども・若者が適切な保護、援助および教育にアクセスできるようにするとともに、性暴力およびジェンダーを理由とする暴力ならびにその他の形態の搾取を防止し、かつこれらに対応するためのプログラムに、UNHCR の保護および援助を受けている障がいのある女性・少女が包摂されることを確保するよう奨励する。
- (h) 各国、UNHCR および関連のパートナーに対し、適切かつ合理的なアクセシビリティ基準を採択しかつ実施する（緊急事態の開始時も含む）とともに、主流なすべてのサービスおよびプログラムならびに専門サービス（国際協力の枠組みの中で提供されるサービスおよびプログラムを含む）が、障がいのある人にとってアクセス可能なものであることを確保するよう、奨励する。
- (i) 十分な人道資金および開発資金その他の資源（受入先コミュニティに対する十分な支援を含む）を適時に利用できるようにすることを通じて障がいのある難民やその他の人々の生活条件を向上させるための国際協力が、特に開発途上国において重要であることを再確認する。
- (j) 該当する時は、各国および UNHCR が、難民認定手続きおよび他の関連するすべての手続きが障がいのある人にとってアクセス可能であり、かつ、障がいのある人が必要な支援を得ながら自己の主張を全面的かつ公正に提出できるような形で設計されることを確保するよう勧告する。
- (k) 各国が、UNHCR および関連のパートナーと協力しながら、障がいのある難民に対して恒久的解決策のための平等な機会および適切な支援が提供されることを確保するよう勧告する。
- (l) 各国が、要請に応じて UNHCR および関連のパートナーと協力しながら、UNHCR の保護および援助を受けている障がい者であって難民ではない者に対し、解決策のための平等な機会および適切な支援が提供されることを確保するよう、勧告する。
- (m) UNHCR に対し、その政策ガイドラインおよび研修プログラムに障がいについての意識啓発を含めるとともに、UNHCR 職員および事業実施契約団体対象の関連の方針、ガイドラインおよび運用基準が本結論に沿って作成されることを確保するよう要請する。

- (n) UNHCR に対し、本結論のフォローアップに関する最新情報（関連の財務データを含む）を加盟国に定期的に提供するよう要請する。